別記第２号様式（用紙の大きさは日本工業規格Ａ４）

履　歴　書		
（ふりがな） 氏　名	性　別　男　女	
	生年月日　年　月　日	
	技能，免許状その他の資格	取得年月日
住　所 （〒　　） （電話番号） （ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ）		

学　歴		
学　校　名	修　業　期　間	卒業（修了）（中退）

職　歴				受験上配慮を要すること
年　月　日	所属官庁（会社）名	職　名	備　考	

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第５５号

沖縄県うるま市字赤道386番地４
債務者　許田　　弘
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古堅　　豊
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月22日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第３９０号

さいたま市西区大字植田谷本406番地４
債務者　小山　和政
１　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　尾崎　浩平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月６日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３９１号

さいたま市西区大字植田谷本406番地４
債務者　小山　美枝
１　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　尾崎　浩平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月６日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４６６号

埼玉県加須市柏戸274番地１
債務者　入江　京子
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武藤　　進
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月６日午後４時
５　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３０号

福島県郡山市富久山町久保田字我妻122－１エコール我妻102号、住民票上の住所福島県伊達市保原町上保原字細田入５番地３
債務者　赤井　正輝
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　裕也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月22日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第４５６号

京都府長岡京市天神３丁目11番11号
債務者　廣野　重人
１　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山口枝見子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月８日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６７号

群馬県佐波郡玉村町大字藤川38番地１
債務者　フレッシュマート良平こと　髙井　良平
１　決定年月日時　平成25年５月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小暮　清人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月31日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係